

1. 検討経緯

山鳥坂ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から四国地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

四国地方整備局では、「検証要領細目」に基づき、山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 11 月 18 日に設置するとともに、平成 22 年 11 月 26 日に幹事会を開催し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど検討の場の進め方に関する事項を定めた。平成 24 年 8 月 7 日までに計 4 回の幹事会の開催後、平成 24 年 8 月 8 日から 9 月 7 日まで、「治水・流水の正常な機能の維持の対策案の提案について」及び「治水・流水の正常な機能の維持の対策案に関する意見について」を対象としたパブリックコメントを行った。

その後、平成 24 年 10 月 29 日に検討の場を開催し、山鳥坂ダム建設事業における洪水調節、流水の正常な機能の維持の 2 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討フローを図 1.1.1 に示す。

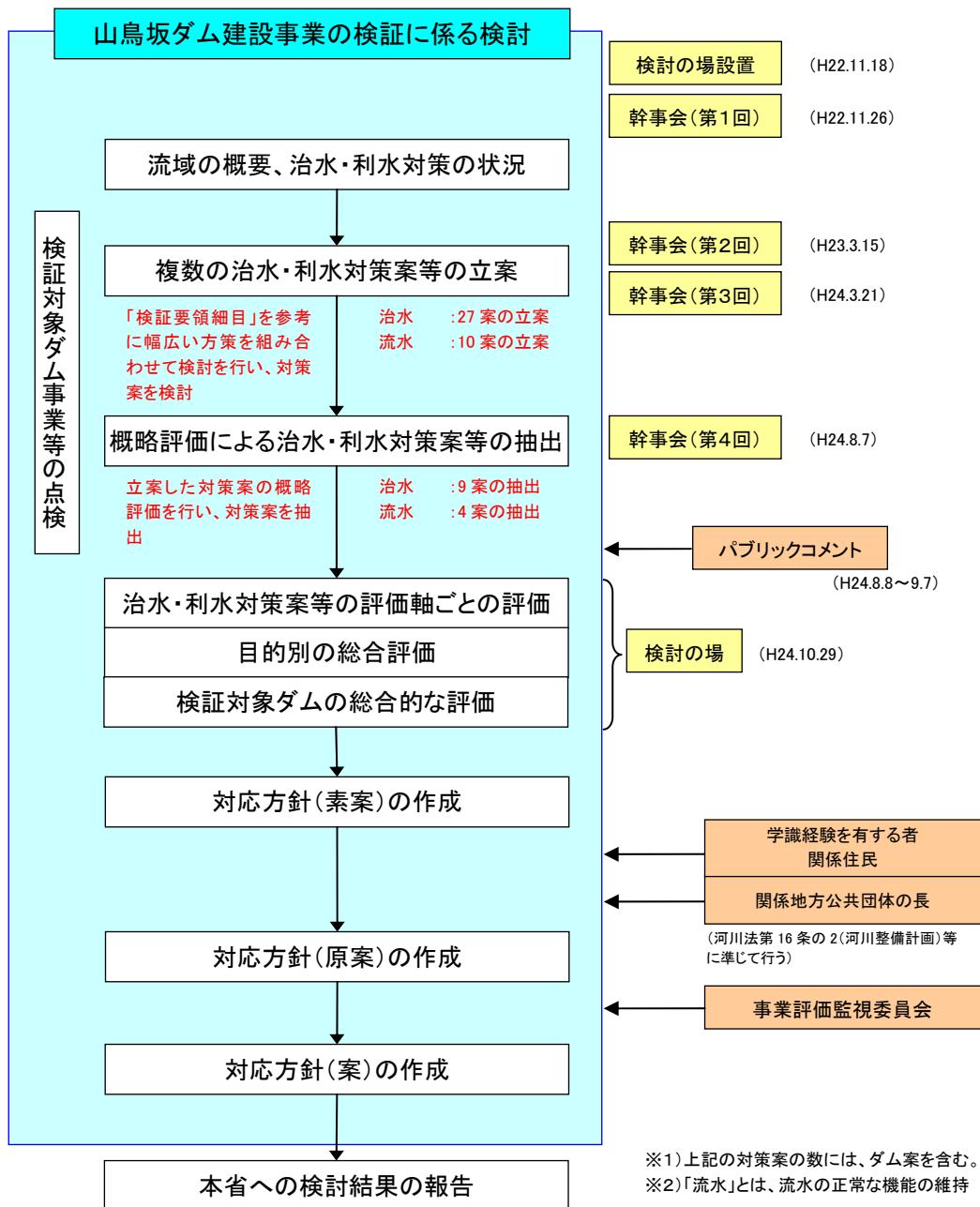


図 1.1.1 山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討（以下「山鳥坂ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、事業の投資効果について、費用対効果分析を行った。

流域概要の整理結果については2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、山鳥坂ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コストや実現性の視点」から、「複数の治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に、「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

「検証要領細目」第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは、山鳥坂ダムを含む案として、その他に山鳥坂ダムを含まない方法による計22案の治水対策案を立案した。その結果等は4.2.1～4.2.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の追加

21案の治水対策案について、概略評価を行い、山鳥坂ダムを含む7案の治水対策案の抽出を行った。その後、治水対策案④と治水対策案⑤が概略検討において同コストになったことから、2つの案を追加し概略評価を行った。さらに、パブリックコメントを行い新たな対策案として3つの案を追加し概略評価を行った。その結果等は4.2.4に示すとおりである。

(3) 治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した9案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.2.5及び4.4.1に示すとおりである。

1.1.2 流水の正常な機能の維持

「検証要領細目」第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは、山鳥坂ダムを含む案として、その他に山鳥坂ダムを含まない方法による計10案の流水の正常な機能の維持対策を立案した。その結果等は4.3.1～4.3.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

10案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、山鳥坂ダムを含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は4.3.4に示すとおりである。

(3) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.3.6及び4.4.2に示すとおりである。

1.1.3 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、山鳥坂ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.5に示すとおりである。

1.1.4 費用対効果分析

費用対効果分析についての、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に関する便益の算定に当たっては、「治水経済調査マニュアル（案）」（以下「マニュアル（案）」という。）等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

山鳥坂ダム検証を進めるに当たり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 11 月 18 日に設置し、その後平成 24 年 10 月 29 日までに検討の場を 1 回、幹事会を 4 回開催した。その結果等は 6.1 に示すとおりである。検討の場の構成を表 1.2.1 に、検討の場の実施経緯を表 1.2.2 に示す。

肱川流域の 3 市 2 町のうち、伊予市、砥部町については、肱川流域の上流部に位置し、流域面積が小さいことから、検討の場の構成員は河川整備計画の流域委員会の構成員に準じ、構成員としないこととした。

表 1.2.1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	愛媛県知事 大洲市長 西予市長 内子町長	愛媛県 土木部長 大洲市 建設部長 西予市 産業建設部長 内子町 産業建設課長（第 2 回幹事会まで） 建設デザイン課長（第 3 回幹事会から）
検討主体	四国地方整備局長	四国地方整備局 河川部長



図 1.2.1 肱川水系流域図

表 1.2.2 検討の場実施経緯

月日	実施内容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に 係る検討指示	■国土交通大臣から四国地方整備局長に指示
平成 22 年 11 月 18 日	検討の場を設立	■「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施 要領細目」に基づき設立
平成 22 年 11 月 26 日	第 1 回（幹事会）	■規約について ■今後の検討の進め方について
平成 23 年 3 月 15 日	第 2 回（幹事会）	■肱川流域の概要について ■山鳥坂ダム 建設事業等の点検について ・山鳥坂ダム 建設事業等の点検の考え方 ・山鳥坂ダム 雨量・流量データの点検の考え方 ■複数の治水対策案の立案について ・肱川流域における 26 方策の適用性
平成 24 年 3 月 21 日	第 3 回（幹事会）	■規約の改正について ■複数の治水対策案の立案について ■流水の正常な機能の維持方策の適用の可能性につ いて ■複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案につ いて
平成 24 年 8 月 7 日	第 4 回（幹事会）	■山鳥坂ダム建設事業等の点検結果について ・総事業費、工期、堆砂計画 ■概略評価による治水対策案の抽出について ■概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の 抽出について ■パブリックコメントについて ・「治水・流水の正常な機能の維持の対策案の提案 について」、「治水・流水の正常な機能の維持の 対策案に関する意見について」を対象
平成 24 年 10 月 29 日	検討の場	■山鳥坂ダム建設事業等の点検について ■パブリックコメントについて ■治水対策案の総合評価（案）について ■流水の正常な機能の維持対策案の総合評価（案） について ■検証対象ダムの総合的な評価（案）について ■意見聴取等の進め方

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成24年8月8日から9月7日までの31日間に「概略評価による各目的別ごとの対策案の抽出」を対象としたパブリックコメントを行い、398のご意見を頂いた。その結果は、6.2に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、四国地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の審議を経て、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討に当たっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場、幹事会、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、四国地方整備局のホームページで公表した。
- ・検討の場及び幹事会は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を四国地方整備局ホームページで公表した。